

## 中小企業者(飲食業)緊急経営支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛が続く中、特にその影響が大きい飲食店を経営する皆様を支援するため、市では中小企業者(飲食業)緊急経営支援給付金を創設しました。

### 1社(事業者)につき、基本額10万円＋加算額

#### ◆要件 (全ての要件を満たす場合、給付の対象となります)

- 主として飲食店を経営する方 (お持ち帰りサービス、配達飲食サービスは除きます)
- 中小企業者、小規模企業者、個人事業主のいずれかに該当し、本市内に本社又は本店を有する方
- 日本フードサービス協会に加盟していない方  
(フランチャイズ店の場合は、加盟先の店舗が協会に加盟していない方)
- 食品衛生法第52条の許可を受けている方
- 令和2年4月1日以前に事業を開始し、本給付金受給以降も事業継続の意思がある方
- 申請時点の売上が新型コロナウイルス感染症拡大以前に比べ減少している方 (自己申告制)
- 市税の滞納がない方
- 暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がない方

※市税の納付状況については、市で確認の上、審査させていただきます。

#### ◆支給額

区分	基本額	加算額
①店舗を賃借している場合	10万円	店舗と店舗用駐車場の賃借料3か月相当額(上限30万円)
②店舗を自己所有している場合	10万円	令和2年度の固定資産・都市計画税の家屋分相当額と店舗用駐車場賃借料3か月相当分の合計(上限20万円)
③上記以外の場合	10万円	なし

※1社(事業者)が複数の飲食店を経営する場合でも基本額と加算額の上限は変わりません。ただし、加算額が上限に満たない場合は、複数の飲食店の賃借料又は税額を合算することができます。

※「③上記以外の場合」とは、親の所有する持家を店舗として無償で利用する場合や、令和2年1月2日以降に店舗を建設し固定資産税が課税されていない場合等を指します。

#### ◆申請方法 郵送又は下記提出先に持参 ◆提出期限 令和2年8月31日まで

#### ◆必要書類

- ①天童市中小企業(飲食業)緊急経営支援給付金申請書(兼)請求書
- ②振込先の口座番号及び口座名義のわかる通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一のもの)
- ③令和元年分の確定申告書又は住民税申告書の写し+決算(収支内訳)書の写し  
※法人の場合はそれに類するもの(飲食店を営むこととその所在地がわかる書類)  
※令和2年1月1日以降に開業した場合は、開業届の写し
- ④賃貸借の場合…賃貸借契約書の写し  
(現在の契約期間が確認できない場合は、当該賃借に係る直近の領収書又は振込書等)  
自己所有の場合…令和2年度の固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税資産明細書の写し
- ⑤駐車場を賃借している場合…賃貸借契約書の写し  
(現在の契約期間が確認できない場合は、当該賃借に係る直近の領収書又は振込書等)
- ⑥市外に住民票を有する個人事業主…お住まいの自治体の平成31年度の納税証明書(住民税・固定資産税)

#### 【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市役所経済部商工観光課

TEL: 023-654-1111 (内線222・223) FAX: 023-653-0744

▶ **Q 1** 飲食店の定義をお教えてください。

▶ **A 1** 国が定める日本標準産業分類で規定される飲食店が対象となります。ご不明な場合は、問合せ先にご連絡ください。

---

▶ **Q 2** この給付金は、緊急事態宣言期間中などにおける休業が条件となりますか？

▶ **A 2** 本給付金の申請については、特に休業の要件はありません。

---

▶ **Q 3** 他に新型コロナウイルス感染症関係の市からの補助を受けている場合、この給付金と両方を申請することはできますか？

▶ **A 3** 「天童温泉等緊急経営支援給付金」又は「天童市中小企業者（定率補助）緊急経営支援給付金」との併用はできません。国及び県の支援と併用することは可能です。

---

▶ **Q 4** 申請後、どのくらいの期間で振り込まれますか？また、振込に際してお知らせ等がありますか？

▶ **A 4** 申請件数にもよりますが、概ね申請から2週間程度で振り込みます。また振込に際しては、別途、市役所から「交付決定通知書」を郵送します。

---

▶ **Q 5** 申請者と異なる名義の口座を振込先に指定することはできますか？

▶ **A 5** 原則、申請者と同一の口座を指定してください。申請者と異なる名義の口座に振込先を指定する場合は、別途、申請者から指定された口座の名義人への委任状（任意様式：要押印）が必要となります。

---

▶ **Q 6** 市外に居住し、天童市内で個人経営の飲食店を営んでいます。この場合の市税の納付状況等の確認はどのように行われますか？

▶ **A 6** 個人経営で市外に住所を有する方は、天童市で納付状況を確認することができません。  
お手数ですが、お住まいの市区町村で令和元年度（平成31年度）の納税証明書（住民税・固定資産税）を発行の上、申請書に添付してください。  
なお、書類に不備がある場合は、後日御本人に連絡の上、提出後に振込となるなど、手続きに遅れが生じる場合があります。

▶ **Q 7** 飲食業を営んでいますが、持ち帰りサービスのため、上記要件を満たしません。他に市の支援はありますか？

▶ **A 7** 国の持続化給付金の給付を受けた場合は、中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金に該当する場合があります。詳しくはそちらの概要をご確認ください。

---

▶ **Q 8** 賃借により飲食店を営んでいますが、テナントのため共益費も支払っています。加算額には共益費を含めていいですか？

▶ **A 8** 共益費も、家賃と同様、加算額に含め算定します。

---

▶ **Q 9** 賃借により飲食店を営んでいますが、別途、駐車場も賃借しています。駐車場の賃借料は加算額の対象となりますか？

▶ **A 9** 店舗の経営に必要な駐車場の賃借料は、店舗を自己所有している場合、賃借している場合のいずれの場合も対象となります。ただし、加算額の上限は、店舗を賃借している場合は30万円、店舗を自己所有している場合は20万円となります。

---

▶ **Q 10** 居宅（兼）店舗で飲食店を営んでいます。この場合の加算額における固定資産税額の算定方法を教えてください。

▶ **A 10** 居宅（兼）店舗で飲食店を営む場合は、固定資産税・都市計画税の課税資産明細書における当該居宅（兼）店舗の欄に記載された金額で算定していただいで構いません。

---

▶ **Q 11** 住宅建設後に居宅をリフォームし飲食店を開業したため、固定資産税の課税資産明細書の種類には「居宅」で記載されています。その場合、加算額に記載する金額はどうしたら良いですか？

▶ **A 11** 課税資産明細書において、当該飲食店が所在する住所地に記載された種目が居宅であったとしても、収支内訳書等で店舗の住所と同一であることが確認することができれば、記載された種類の家屋に対する税額を加算額の対象とします。

---

▶ **Q 12** 飲食店の経営は居宅（兼）店舗で夫が行い、妻は別の会社に勤務していますが、固定資産税は2人の共有名義により課税されています。この場合、加算額に記載する金額はどうなりますか？

▶ **A 12** 居宅（兼）店舗を共有名義で課税されている場合でも、その全額を加算額の対象とします。

▶ **Q 1 3** 飲食店経営者と異なる名義の者が店舗を契約（所有）している場合、加算額の対象となりますか？

▶ **A 1 3** 経営者と生計を同一にする方が店舗を賃借（所有）しているときは、経営者の収支内訳書等によりその分の経費が確認できる場合は加算額の対象とします。

▶ **Q 1 4** 令和元年分の確定申告書又は収支決算書の控えを紛失してしまいました。その場合どうしたら良いですか？

▶ **A 1 4** 申告書等を紛失した場合は、申告書等をご提出された所で発行することが可能です。税務署又はお住まいの自治体の市役所税務担当課にお問合せください。

▶ **Q 1 5** 令和2年1月1日以降に開業したため、前年分の確定申告書・収支決算書がありません。その場合、減収を証明するものとして帳簿等の提出は必要ですか？

▶ **A 1 5** 申告書に記載する減収割合は自己申告制のため、帳簿等を申請書に添付する必要はございませんが、給付金の証明書類として、各自5年以上保管する必要があります。

▶ **Q 1 6** 前年途中又は今年に入り廃業しました。この場合でも、給付金を受け取ることができますか？

▶ **A 1 6** 本給付金受給以後も事業継続の意思がある方が対象となるため、給付金を申請することはできません。  
また、相続等により事業承継を行った場合は、現在の事業者が本給付金の対象となります。

▶ **Q 1 7** 天童市内で事業所を経営していますが、法人登記の本店は市外（社長宅）で登録されています。市外では営業を行っていませんが、この場合給付金の対象となりますか？

▶ **A 1 7** 給付の要件は、本社又は本店が市内にある事業所が対象となっています。ご質問の件については、本店が本市に有するとの解釈であることから給付金の対象となります。